

学校法人神奈川大学
寄 附 行 為

学校法人神奈川大学寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人神奈川大学と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を神奈川県横浜市神奈川区六角橋三丁目27番1号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 神奈川大学

大 学 院 法 学 研 究 科 ・ 経 済 学 研 究 科 ・ 経 営 学 研 究 科 ・ 人 文 学 研 究 科 ・
人 間 科 学 研 究 科 ・ 理 学 研 究 科 ・ 工 学 研 究 科 ・ 歴 史 民 俗 資 料 学
研 究 科

法 学 部 法 律 学 科 ・ 自 治 行 政 学 科

経 済 学 部 経 済 学 科 ・ 現 代 ビ ジ ネ ス 学 科

経 営 学 部 国 際 経 営 学 科

外 国 語 学 部 英 語 英 文 学 科 ・ ス ペ イ ン 語 学 科 ・ 中 国 語 学 科 ・ 国 際 文 化 交 流
学 科

国 際 日 本 学 部 国 際 文 化 交 流 学 科 ・ 日 本 文 化 学 科 ・ 歴 史 民 俗 学 科

人 間 科 学 部 人 間 科 学 科

理 学 部 数 理 ・ 物 理 学 科 ・ 情 報 科 学 科 ・ 化 学 科 ・ 生 物 科 学 科 ・ 理 学 科

工 学 部 機 械 工 学 科 ・ 電 気 電 子 情 報 工 学 科 ・ 物 質 生 命 化 学 科 ・ 情 報 シ
ス テ ム 創 成 学 科 ・ 経 営 工 学 科 ・ 建 築 学 科 ・ 応 用 物 理 学 科

建 築 学 部 建 築 学 科

化 学 生 命 学 部 応 用 化 学 科 ・ 生 命 機 能 学 科

情 報 学 部 計 算 機 科 学 科 ・ シ ス テ ム 数 理 学 科

(2) 神奈川大学附属高等学校全日制課程普通科

- (3) 神奈川大学附属中学校

(収益事業)

第4条の2 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

- (1) 不動産業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11人以上15人以内

- (2) 監事 3人

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 神奈川大学学長

- (2) 学校法人神奈川大学事務局長

- (3) この法人の職員である評議員のうちから評議員会において選任した者

4人以上6人以内

- (4) 前号以外の評議員のうちから評議員会において選任した者

4人以上5人以内

- (5) 評議員以外の者のうちから評議員会において選任した者 1人以上2人以内

2 前項第1号から第4号までの理事が学長若しくは事務局長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、評議員会の議決を経て、理事長が選任する。

2 監事は、この法人の理事、評議員又は職員を兼ねることができない。

(役員 of 補充)

第8条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員 of 任期)

第9条 役員(職務上の理事を除く。)の任期は3年とする。ただし、補充によって選任された役員 of 任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。ただし、その在任期間は、継続して3期を超えてはならない。これを超える期間が1年未満の場合は、この限りでない。

3 役員は、任期満了の後においても後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(役員 of 解任)

第10条 役員（職務上の理事を除く。）が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会における理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会における評議員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 法令、この寄附行為又はこの法人の諸規程に著しく違反したとき
- (2) 職務上の義務に著しく違反したとき
- (3) 精神又は身体の故障のため、職務を執行できないとき
- (4) その他、この法人の名誉を著しく汚損したとき

2 前項の議決をするに当っては、これに先だち、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（理事長）

第11条 理事のうち1人を理事長とし、理事会において選任する。

（理事長の職務）

第12条 理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業務について、この法人を代表する。

（副理事長）

第12条の2 理事のうち1人を副理事長とすることができる。その選任は、理事会において行う。

（副理事長の職務）

第12条の3 副理事長は、理事長の職務を補佐する。

（理事の代表権の制限）

第13条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

（理事長職務の代理等）

第14条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは副理事長が、理事長及び副理事長に事故があるとき、又は理事長及び副理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事がその職務を代理し、又は代行する。

（常務理事）

第15条 理事のうちから常務理事を置くことができる。その選任は、理事会において行う。

（常務理事の職務）

第16条 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、次の各号に定める職務を行うものとする。

- (1) 理事会の決定に基づき行うもの
- (2) 常務理事会の協議に基づき行うもの
- (3) その担当する日常業務の処理として行うもの

(理事会)

第17条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会は、毎月定例的に2回開催する。ただし、必要がある場合又は審議すべき事項のない場合は、この限りでない。
- 5 理事長は、理事定数の2分の1以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。
- 6 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 7 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 8 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 9 理事長が第5項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における議長は、出席理事のうちから選任される者をもって充てる。
- 10 理事会の開催は、第6項及び第7項の方法により各監事に通知しなければならない。

(法人業務の決定)

第18条 この法人の業務の決定は、理事会において行う。

- 2 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その会議を開き、議決することができない。ただし、第5項及び第6項による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 3 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意見を表示した者は、出席者とみなす。
- 4 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長は、理事として議決に加わることができない。
- 5 理事は、自己に直接関係ある事項については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意を得たときは、会議に出席して意見を述べることができる。
- 6 理事は、自己に特別の利害関係を有する事項については、その議事に加わることができない。

(議事録)

第18条の2 議長は、理事会が開催されたとき、その日時及び場所並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

3 議事録には、議長及び出席理事3人が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(常務理事会)

第18条の3 理事長は、その職務を執行するため、理事長の協議機関として常務理事会を置くことができる。

(監事の職務)

第19条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(5) 第1号から第3号までの監査をした結果、不整の点のあることを発見したとき、これを文部科学大臣又は理事会及び評議員会に報告すること。

(6) 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(7) この法人の業務、財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

2 監事は、理事会及び常務理事会に出席し、意見を述べることができる。

3 第1項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事のうちから選任される者をもって充てる。

4 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任の免除)

第19条の2 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し

賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第19条の3 理事（理事長、副理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第4章 評議員会

(評議員会)

第20条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、50人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内にこれを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 前項の規定にかかわらず、役員を選任のための評議員会の通知は、会議の14日前までに発するものとする。
- 8 評議員会に議長及び副議長1人を置き、評議員のうちから評議員会においてこれを選任する。
- 9 議長に事故あるときは、副議長がその職務を行う。

(評議員の選任)

第21条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 法学部長、経済学部長、経営学部長、外国語学部長、国際日本学部長、人間科

学部長、理学部長、工学部長、建築学部長及び神奈川大学附属高等学校長の職にある者 10人

(2) この法人の職員で年齢25年以上の者のうちから評議員会の議決を経て理事会が選任する者 15人

(3) この法人の設置する学校を卒業した者(この法人の職員を除く。)で、年齢25年以上の者のうちから評議員会の議決を経て理事会が選任する者 15人

(4) 学識経験者のうちから評議員会の議決を経て理事会が選任する者 10人

2 この法人の職員である評議員は、その地位を退いたときは、評議員の資格を失うものとする。

(評議員の補充)

第22条 評議員のうち、その定数又は前条各号の定数の5分の1を超える者が欠けたときは、2月以内に補充しなければならない。

(評議員の任期)

第23条 評議員(職務上の評議員を除く。)の任期は、3年とする。ただし、補充により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、任期満了の後においても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(評議員の解任)

第23条の2 第10条の規定は、評議員にこれを準用する。

(評議員会の議事)

第24条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第4項及び第5項による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意見を表示した者は、出席者とみなす。

3 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除いては、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、議長は、評議員として議決に加わることができない。

4 評議員は、自己に直接関係ある事項については、その議事に加わることができない。ただし、評議員会の同意を得たときは、会議に出席して意見を述べることができる。

5 評議員は、自己に特別の利害関係を有する事項については、その議事に加わることができない。

6 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(評議員会の権限)

第25条 次の事項については、あらかじめ評議員会の議決を経なければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
 - (2) 事業計画
 - (3) 事業に関する中期的な計画
 - (4) 役員に対する報酬等の支給の基準
 - (5) 予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (6) 寄附行為の変更
 - (7) 合併
 - (8) この寄附行為の第33条第1項第1号及び第2号に掲げる事由による解散
 - (9) 残余財産の処分
 - (10) 収益事業に関する重要事項
 - (11) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの
- 2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(議事録)

第25条の2 第18条の2の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席理事3人」とあるのは、「出席評議員2人以上」と読み替えるものとする。

第5章 資産及び会計

(資産)

第26条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

- 2 この法人の資産は、基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。
- 3 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入される財産とする。
- 4 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入される財産とする。
- 5 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録中の収益事業用財産の部に記載する財産及び将来収益事業用財産に編入された財産とする。
- 6 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、

運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第27条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を経て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第27条の2 基本財産及び運用財産のうち積立金は、確実な保管方法により理事長がこれを保管する。

(経費の支弁)

第28条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、検定料、入学金、授業料その他の納付金、資産から生ずる果実、寄附金、補助金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計)

第28条の2 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(会計年度)

第29条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第30条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を経なければならない。

2 予算を補正する場合は、前項の手続きの例による。

3 この法人の事業に関する中期的な計画は、別に定めるところにより、理事長が編成し、理事会において理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決を経なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第30条の2 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会における議決を経なければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第31条 決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、これにつき監事の意見を

求めなければならない。

2 決算及び事業の実績は、毎会計年度終了後2月以内に、理事長において、監事の意見を付して評議員会に報告し、その承認を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益金は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付及び閲覧)

第32条 この法人の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書は、この法人の事務所に備えおき、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第32条の2 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

第6章 解散及び合併

(解散事由)

第33条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会における評議員総数の3分の2以上の議決

(2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席理事の3分の2以上の議決及び評議員会の議決

(3) 合併

(4) 破産

(5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第34条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、解散のときにおける理事会において、理事総数の3分の2以上の議決及び評議員総数の3分の2以上の議決により選定された他の学校法人又は教育事業を行う公益法人に帰属する。

(合併手続)

第35条 この法人が合併しようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会における評議員総数の3分の2以上の議決を経て文部

科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会における出席評議員の3分の2以上の議決を経て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会における出席評議員の3分の2以上の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第36条の2 この法人は、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 役員及び評議員の履歴書
- (4) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (5) 役員に対する報酬等の支給の基準
- (6) その他文書規程に基づくもの

2 前項第1号、第2号及び第5号の書類にあつては、請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。ただし、第2号においては、個人の住所に係る記載の部分を除外したものを閲覧に供するものとする。

(公告の方法)

第37条 この法人の公告は、この法人の設置する掲示場に掲示して行ふ。

(施行規則)

第37条の2 この寄附行為の施行についての規則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人に組織変更当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 米 田 吉 盛

理事 園 田 実
理事 森 川 利 雄
理事 梶 村 祐 直
理事 後 藤 茂 七
監事 高 橋 惟 康
監事 鳥 海 時 春

附 則

この改正寄附行為（第5条、第20条、第21条）は、昭和50年9月10日から施行する。

附 則

この改正寄附行為（第5条、第6条、第9条）は、昭和52年5月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為（第4条、第20条、第21条）は、昭和59年11月19日から施行する。

附 則

この改正寄附行為（第4条）は、昭和62年12月23日から施行する。

附 則

この改正寄附行為（第4条、第20条、第21条）は、学校法人神奈川大学寄附行為変更認可の日（昭和63年12月22日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為（第5条、第6条、第12条の2、第12条の3、第14条、第16条、第20条、第21条）は文部大臣の認可の日（平成3年2月6日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為（第4条）は、文部大臣の認可の日（平成4年3月19日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為（第4条）は、文部大臣の認可の日（平成5年3月19日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為（第4条）は、文部大臣の認可（平成6年4月1日）を得て、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この改正寄附行為（第4条）は、文部大臣の認可の日（平成6年12月21日）から施行する。

附 則

この改正寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成10年3月4日）から施行する。

附 則

平成12年10月24日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。
(神奈川大学理学部応用生物科学科、工学部電気工学科及び第二工学部電気工学科の存続に関する経過措置)

神奈川大学理学部応用生物科学科、工学部電気工学科及び第二工学部電気工学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成14年12月19日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成15年11月27日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成16年3月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成17年6月29日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。

(神奈川大学経済学部貿易学科、工学部電気電子情報工学科、工学部応用化学科及び工学部経営工学科の存続に関する経過措置)

神奈川大学経済学部貿易学科、工学部電気電子情報工学科、工学部応用化学科及び工学部経営工学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成18年5月26日）から施行する。

附 則

平成20年1月7日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成20年9月23日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成23年9月6日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。
(神奈川大学工学部電子情報フロンティア学科の存続に関する経過措置)

神奈川大学工学部電子情報フロンティア学科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成24年5月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成25年5月30日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成25年12月5日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（平成28年5月26日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成30年3月16日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、理事会承認の日（令和元年5月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和元年11月11日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

令和2年3月13日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和3年3月22日）から施行する。

附 則

令和4年3月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。

（神奈川大学大学院外国語学研究科の存続に関する経過措置）

外国語学研究科は、改正後の寄附行為第4条の規定にかかわらず令和6年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

令和6年2月15日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和6年4月1日から施行する。